

政務活動費（政務調査費）の検討経緯

年月	経緯
平成12年5月	地方自治法改正 ・議員が行う調査研究に資する活動の経費の一部が政務調査費として交付可能に
平成13年4月	三重県政務調査費の交付に関する条例施行
平成16年	議員制度勉強会（各会派の経理責任者を含む7名のWG） ・政務調査費の透明性の向上について議論
平成18年12月	議会基本条例制定。 ・条例に「政務調査費の透明性の確保」が規定
	政務調査費研究会（各会派の経理責任者を含む7名のWG）にて検討
平成19年3月	三重県政務調査費の交付に関する条例改正 ・1件1万円以上の領収書の写しを添付すること ・2年を目途に見直しを行うこと
平成19年12月	政務調査ワーキンググループ（各会派の経理責任者を含む8名）設置
平成20年3月	政務調査費のガイドライン策定。4月より運用 三重県政務調査費の交付に関する条例改正 ・1件1円以上の領収書の写しを添付すること
平成20年	政務調査費に関するワーキング（各会派の経理責任者を含む9名）設置
平成20年12月	政務調査費ガイドライン改正
平成21年3月	政務調査費ガイドライン改正（2分の1ルール）
平成24年9月	地方自治法改正 ・政務調査費→政務活動費
	議員報酬及び政務調査費に関する検討WG ・ガイドライン改正を検討
平成25年3月	名称を「政務活動費ガイドライン」にするなど改正 三重県政務活動費の交付に関する条例施行
平成29年9月	議会改革推進会議に「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」設置（新政みえ3名、自民党3名、鷹山1名、草の根運動いが1名、青峰1名）

平成30年9月	議会改革推進会議に「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」設置（新政みえ4名、自由民主党県議団3名、公明党1名、日本共産党1名、草の根運動いが1名）
令和元年5月	政務活動費ガイドライン改正 ・議会経費削減を踏まえた改正 タクシー代について利用例をガイドラインに追記
令和元年6月	携帯電話等使用料に係る記載を修正（代表者会議で決定）
令和2年12月	議会事務に関する押印の見直し決定（代表者会議）
令和3年3月	押印の見直しについて政務活動費ガイドライン改正（代表者会議）
令和3年12月	定期監査結果報告書の意見を受けて、政務活動費ガイドラインの不明確な規定の明確化を行う改正（代表者会議で決定）